

民生福祉常任委員会会議記録（条例審査）

1. 日 時	令和2年 12月3日
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	向井千尋、上田英樹、前田えり子、かんなん芳治、河南克典、小島政行、森本富夫
6. 市部局	○消防本部 ○保健福祉部
9. 会議に付した事件 議案第87号 丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例 議案第84号 丹波篠山市保健センター条例を廃止する条例 議案第86号 丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
<p>開会</p> <p>向井委員長 挨拶</p> <p>【消防本部予防課】</p> <p>日程第1、議案第87号 丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例 担当課より、議案第87号説明資料に基づき説明</p> <p style="text-align: center;">＜主な質疑等＞</p> <p>小島委員 今回の改正により、50キロワット以下のものを除く急速充電設備について、届け出が必要になるとのことですが、設置状況について現地確認等が必要になるのでしょうか。</p> <p>消防本部 基準どおりに出来ているかどうか書類審査を行った上で、現地確認も行い、審査していきます。</p> <p>小島委員 ガソリンスタンドに併設して急速充電設備を設置することができるのでしょうか。</p> <p>消防本部 ガソリンスタンドに電気設備を置く場合、可燃性蒸気といいます、燃えやすいガソリンの蒸気が溜まりやすいところには、火花が出ない構造になっているものであれば設置できます。それ以外のところであっても、しっかりと対策がなされたものであれば電気設備を併設することは可能です。</p>	

- 河南委員 市内に 50 キロワットを超える急速充電設備はあるのですか。
- 消防本部 市内にはありません。
- 河南委員 では今あるものについては、50 キロワット以下と考えていいのですね。それと市内に何か所程度設置されているのでしょうか。
- 消防本部 まず 50 キロワットを超える充電設備については、変電設備という扱いになり、充電設備としては使いにくいので、これまで設置されていません。市内の設置状況については、届出義務がないことから、必ずしも正確に把握はできませんが、こちらで把握している範囲としては、急速充電設備が 6 か所、そして普通充電設備が 10 で全部で 16 か所となっています。なお、味間地区にあるトヨタカローラにおいては、普通充電設備がありましたが、現在建て替え中であることから、何らかの充電設備が設置されると見込んでいます。
- かんなん委員 今の電気自動車を充電する際に、どの程度のキロワット数が必要なのでしょう。
- 消防本部 国の検討部会においては、日産リーフを使って算出しています。リーフについては、30 キロワットのバッテリーを搭載していますが、これを 50 キロワット以下の急速充電設備で充電しますと、およそ 30 分から 1 時間ほどかかることとなっています。国としては、バッテリーを大容量化して、航続距離を延ばすとともに、充電時間を短くするため、大きな出力の充電設備を設置していきたいと考えています。充電時間については、充電設備の出力のみならず、バッテリーの容量によっても変わってくると思います。
- かんなん委員 同時に複数台を充電するようなことは可能なのでしょうか。どれくらい同時充電すれば 50 キロワットを超えるのでしょうか。わからなければ、参考程度で構いません。
- 消防本部 あくまで推測ですが、1 台の充電設備で複数台の充電をすると早く充電できるメリットがなくなってしまうと考えられることから、同時充電というよりは、むしろ充電設備を何個か設けて、複数台を充電するような形になるのではないのでしょうか。同時充電したとしても 2 台程度と考えられます。

【保健福祉部長寿福祉課】

日程第 2、議案第 84 号 丹波篠山市保健センター条例を廃止する条例

担当課より、議案第 84 号説明資料に基づき説明

<主な質疑等>

前田委員 保健センターについては、既にもう移転して、空になっていると思いますが、地域の活性化事業等で活用していただくという方向性にあると考えていいのでしょうか。

保健福祉部 これまでから、村雲地区のまちづくり協議会では生命の貯蓄体操やいきいきコーラスというような形で使用されています。活用に関して現在協議中のものとしては、地域おこし協力隊の拠点にならないかということで打診いただいていますので、今後、答えを出してきたいと考えています。

前田委員 保健センターの建物については、かなりの年数が経過していることから、傷みや劣化がみられるとともに、地域から改修や修繕に係る要望が出ていると聞いていますが、その検討状況についてご説明ください。

保健福祉部 施設については、昭和60年に建築されてから、かなりの年月が経過しており、雨漏り等、老朽化が進んでいます。今後の活用も含め、改修等については、協議しているところですが、指定福祉避難所、あるいは投票所という位置づけがあることから、必要な改修等を行い、維持していく方向で考えており、令和3年度の予算化に向け、協議しているところです。なお、当面の間、施設の鍵の管理については、東雲診療所で対応していく予定です。

森本議長 現時点においてどの程度の改修等を考えていますか。

保健福祉部 雨漏りしていることから屋根と外壁の改修工事を考えています。

森本議長 耐震に係る対応についてはいかがでしょうか。

保健福祉部 新しい耐震基準とする建築基準法改正が行われた昭和56年以降に建築した建物であることから、耐震は問題ないと考えています。

【保健福祉部医療保険課】

日程第3、議案第86号 丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
担当課より、議案第86号説明資料に基づき説明

<主な質疑等>

前田委員 この改正によって、どのような影響があるのでしょうか。

保健福祉部 給与所得控除金額が下がることから、基礎控除を引上げ、昨年と同じ収入の世帯は同じように軽減が受けられるようにという形になります。

前田委員 そうするとその対象所得が上がったら対象者も広がるというふうに考えられるのですか。

保健福祉部 令和2年度と令和3年度は収入が同じ方が同じように軽減を受けられるようになっていきます。給与控除額は減っていますので、その分、軽減判定の基礎控除額を10万円引き上げているという形になるので、令和2年度に7割軽減を受けた人は所得が10万円増えますが、7割軽減を受けられるように、改正をするという形になります。

前田委員 7割軽減の場合は理解しましたが、例えば2割軽減になると、40万円ほど所得が上がっても2割軽減を受けられるということになるわけですね。それは、対象が広がるということにはならないのでしょうか。

保健福祉部 5割軽減・2割軽減も令和2年度と収入が同じ場合は、同じように軽減を受けられるように、計算式を改正していますので、軽減幅が広がるということではありません。

向井委員長 今回この試算は、300万円収入以下の方が対象で試算されていますが500万円程度の中堅所得者層の方にとっては、今回の改正の影響はあるのですか。

保健福祉部 収入が同じ場合、同じ軽減を受けられるような改正となっています。ある程度の所得のある世帯でも、被保険者数が多い場合は、軽減をうけられているので、世帯状況・収入が、同じであれば、令和2年度と同じように軽減を受けられるように改正をする形です。

(閉会)

上田副委員長 挨拶

閉会